

固定資産税 平成24年度は評価替えの年です

土地と家屋の評価額の見直しを行います

固定資産税は、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。これは、「適正な時価」を基に課税を行うためのもので、平成24年度は評価替えの年にあたります。

評価の見直しの内容

■土地

○宅地の評価額の調整

標準宅地の鑑定評価を行い、基準単価の決定を行いました。

○商業地などの宅地

課税標準額は評価額の70%が上限となりますが、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)がそれ以下の場合には均衡化を図るため、負担水準の状況に応じて、下表のような負担調整措置がとられます。||表1

○住宅用地

住宅(人の居住用の家屋)の敷地に供されている土地については、税の負担を特に軽減する必要があるので、課税標準額の特例措置が継続されます。

なお、負担水準の均衡化を図るため、下表のような負担調整措置がとられます。||表2

■家屋

今回の評価替えは、再建築費

評価補正率(前基準である平成21基準年度と今回の基準である平成24基準年度との物価水準の比較により算定される率)の見直しが行われました。

○再建築費評価補正率の見直し

21基準年度に比べ、木造家屋が1%減、非木造家屋は4%減となりましたので、多くの家屋で評価額が減少することが見込まれます。

ただし、今年度の評価額が前基準年度の評価額を上回ってし

まう場合は、前基準年度の価格に据え置かれます。

また、基準年度以降でも新たに固定資産税が課税されることになった新増築などで、基準年度の価格によるのが適当でないものは、新たな評価を行い、価格を決定します。

○納期のお知らせ

固定資産税を納めていただく納期は、年4回に分かれています。納税通知書は4月中旬に発送させていただきます。

○商業地等の宅地

表1	負担水準	平成24年度課税標準額
	0.7超	評価額の70%
	0.6~0.7	平成23年度の課税標準額に据え置き
	0.6未満	平成23年度課税標準額に平成24年度評価額の5%を加えた額ただし、その額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額

○住宅用地

表2	負担水準	平成24年度課税標準額
	1.0以上	※本則課税標準額
	0.9~1.0	平成23年度の課税標準額に据え置き
	0.9未満	平成23年度課税標準額に平成24年度の本則課税標準額の5%を加えた額ただし、その額が本則課税標準額の90%を上回る場合は90%相当額、20%を下回る場合は20%相当額

※地方税法改正により、上表が変更になる場合があります。

宅地の負担調整措置

～ご自分で確認できます手数料はかかりません～

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税は、その年の1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産を固定資産税台帳に登録し、これに基づいて税額を算出しています。

この台帳に記載されている、自己の所有している土地・家屋を縦覧することができます。

【縦覧期間】 4月2日(月)～5月1日(火)
午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く)

【縦覧場所】 税務課窓口

【縦覧時に持参するもの】 ○印鑑○委任状(法人や代理人が縦覧する場合)

【手数料】 無料(縦覧期間中)

●問い合わせ先 税務課資産税係(内線42・43・49)

5月集団健診のお知らせ

5月に保健センターで実施する集団健診(基本健康診査・特定健康診査・胃検診・大腸がん検診)についてお知らせします。

日程

●5月9日(水) (午前・午後) ●5月10日(木)～16日(水) (午前のみ) ※土・日を除く

※日時につきましては、こちらで指定させていただきます。変更またはキャンセルを希望する方は、お早めに保健福祉課へご連絡ください。

受診方法

申し込まれた方には、4月中に受診券、問診票、説明用紙などを郵送します。

※申し込まれていない方で、健診を希望する方は、お早めに保健福祉課へご連絡ください。

◎各健診の詳細については、下記の表をご確認ください。

	特定健康診査	基本健康診査		胃検診	大腸がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している 40歳～74歳までの方	75歳以上の 全町民	39歳以下の 全町民	40歳以上の全町民	
自己負担料金	2,000円	無料	2,000円	1,500円	1,000円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察 (※医師が必要と判断した場合、心電図・眼底検査実施)	身長・体重・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	バリウム造影検査	便潜血検査 2日法
備考	40歳以上の方は、肝炎検査(1,000円)・前立腺がん検診(1,000円)を同時に受けられます。ご希望の方は当日受付にてお申し出ください。				

問い合わせ先 保健福祉課健康推進係(32) 2554

御代田町 町税等の納期限一覧表

月分	納期限 および 口座振替日	町 税				保険料		利用料・使用料・負担金										
		町 県民税	固 定 資産税	軽自動車 税	国民健康 保険 税	後 期 高齢者医 療保険料	介 護 保険料 (普徴)	介 護 予 防 支 援 事 業 利 用 料	保 育 料	延 長 保 育 料	町 営 住 宅 使 用 料	住 宅 駐 車 場 使 用 料	下 水 道 負 担 金	水 道 使 用 料	下 水 道 使 用 料	農 集 排 使 用 料	個 別 排 水 使 用 料	住 宅 資 金 償 還 金
4	5月1日(火)		1期					○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
5	5月31日(木)			1期				○	○	○	○	○		○	○			○
6	7月2日(月)	1期			1期			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
7	7月31日(火)		2期		2期	1期	1期	○	○	○	○	○	1期	○	○			○
8	8月31日(金)	2期			3期	2期	2期	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
9	10月1日(月)		3期		4期	3期	3期	○	○	○	○	○	2期	○	○			○
10	10月31日(水)	3期			5期	4期	4期	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
11	11月30日(金)		4期		6期	5期	5期	○	○	○	○	○		○	○			○
12	12月25日(火)	4期			7期	6期	6期	○	○	○	○	○	3期	○	○	○	○	○
1	1月31日(木)				8期	7期	7期	○	○	○	○	○		○	○			○
2	2月28日(木)				9期	8期	8期	○	○	○	○	○	4期	○	○	○	○	○
3	4月1日(月)				10期	9期		○	○	○	○	○		○	○			○

注1. 水道使用料は、小沼簡易水道使用料および御代田簡易水道使用料です。
注2. 下水道使用料は、公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

税金・料金の納め忘れはありませんか？

平成24年度が始まりました。平成23年度以前分の税金・料金の納め忘れがないかももう一度ご確認ください。未納がありましたら、早急に納めてください。ご不明な点は、各担当課へお問い合わせください。

納税は便利な口座振替で

口座振替は、預貯金から自動的に振替納付になるので、役場や金融機関へ納めに出かける必要はなく、納付書をなくしたり、うっかり納め忘れてたりすることがないので、納期限までに確実に納めることができます。

口座振替は、八十二銀行、三井住友銀行、上田信用金庫、JA佐久浅間、郵便局の各預貯金口座を利用できます。税務課または料金・使用料担当窓口にある依頼書に必要事項を記入して提出してください。

●問い合わせ先●

税目等	担当課	担当係	電話番号	内 線
町 県 民 税 軽 自 動 車 税 国 民 健 康 保 険 税	税 務 課	住 民 税 係	(32) 3111	42・43・49
固 定 資 産 税		資 産 税 係		
保 育 料・延 長 保 育 料	町 民 課	こ だ も 係		47・74
町 営 住 宅 使 用 料 等 住 宅 資 金 償 還 金	建 設 課	都 市 計 画 係		75・39
上 下 水 道 使 用 料 等 農 集 排・個 別 排 水 使 用 料		上 下 水 道 管 理 係	15・37	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 介 護 保 険 料 等	保 健 福 祉 課	介 護 高 齢 係	(31) 2512	